

佐倉市地域福祉計画策定ニュース

佐倉市地域福祉計画・活動計画

策定ニュース

創刊号

平成18年5月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
(連絡先: 佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)
佐倉市地域福祉活動計画策定事務局
(連絡先: 佐倉市社会福祉協議会 TEL043-484-6197)

合同作業部会が開催されています！

佐倉市地域福祉計画（行政が呼びかけてメンバーを募り策定する行政計画）と佐倉市地域福祉活動計画（佐倉市社会福祉協議会が呼びかけてメンバーを募り策定する民間計画）の作業部会が互いに協力しあい、それぞれの計画骨子案をつくるために合同の作業部会を開催しています。現在は、4つのワーキンググループ（WG）に分かれて活動を進めています。

- ①住民座談会WG
市内14地区社協において、地域の生活課題をあげていただき、地域のニーズやお困りごとなど、様々なあなたの声を届けていただいています。
- ②出勤調査（ヒアリング）WG
住民座談会で声を届けることが困難と思われる方々へ直接メンバーが出勤き、地域での生活課題のお話を聞かせていただいています。
- ③文献調査WG
いまままで積み重ねてきていただきたさまざまな住民福祉懇談会でのご意見や各種文献調査記録等を収集して、過去の声から生活課題をみつめています。
- ④アンケート（意識調査）WG
生活課題を抽出するというよりも「住民への意識調査」を行い、これからの計画づくりに反映させていたいただければと思います。

作業部会の活動より

みなさん、市内14地区社協の方々のご協力を得て開催されました住民座談会ではたいへん多くのご意見やご提言等がとうございました。都合で会場に行けなかった方々からも『あなたの声を届けて下さい！』の用紙が数多く寄せられました。現在、合同作業部会で一次分類の集計作業を行っています。

この一次分類作業は、各ワーキンググループに寄せられた課題を共通の書式に整理し、解決策の検討を行政主導で行う課題・民間主導で行う課題・行政と民間が協働して行う課題の3つに分類する作業です。みなさま方からの貴重なご意見やご提言の中には、より身近で具体的なご要望も数多くあり、生活課題から福祉課題へと変換していく中では、直接計画に盛り込むことは難しいものもあります。しかしながら、作業部会としては【みなさまからいただいた声は全て届ける】ことが大切なお約束ですので、計画作成作業とは別に必要を取りまとめ、関係部署にお届けしたいと考えています。

これから、佐倉市地域福祉計画の作業部会と佐倉市地域福祉活動計画の作業部会が互いに協力しあい、佐倉市民のみならず大切な2つの計画をつくりあげていきたいと思っております。2つの計画の骨子案ができた段階では市内数箇所で行うミーティングを開催し、みなさまにお示ししますので是非、お越し下さい

◆アンケート（意識調査）にご協力下さい！

このアンケートは、5月中に佐倉市民のみならずに対して「あなた自身やお付き合いについて」「地域活動への参加」「支えあいの地域づくり」「住民組織のあり方」「ボランティア活動」などについて、どのようなお考えなのかをお聞かせいただき、よりよいまちづくりを目指していくために行います。

なお、調査対象は、20歳以上の市民から無作為に2,000名を選ばせていただきましたので、あなたがお答えいただくことなるかもれません。

また、アンケートは無記名であり、みなさまからお寄せいただいたご意見は本調査の目的以外に使用することはありません。

もし、あなたのお宅にアンケートが届きましたら、お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査趣旨をご理解いただき、あなたのお考えをご回答いただきますようお願い致します。



合同作業部会風景

今月の予定⇒1日：合同作業部会・2日：アンケート調査発送準備会
31日：合同作業部会・策定委員会

※各WGは、適時作業部会を開催し、一次分類作業等を行っています。

佐倉市地域福祉計画・活動計画

策定ニュース

第2号

平成18年6月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
 (連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)
 佐倉市地域福祉活動計画策定事務局
 (連絡先：佐倉市社会福祉協議会 TEL043-484-6197)

佐倉市地域福祉計画とは・・・

地域福祉計画とは、福祉サービスが必要とする人であつても、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に、例外なく参加できるような地域社会を作っていくことを目的とする計画です。

それは、高齢者、障害者、児童、母子など対象者ごとの福祉サービスを横断的に結びつけ、すべての住民が地域で自立した生活ができるように支援する仕組みを作り出そうという計画です。

社会福祉法第107条では、計画に盛り込むべき事項として、次の3項目が掲げられています。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること

合同作業部会報告（5月31日実施）

5月31日に開催しました合同作業部会で皆様から寄せられました生活課題の整理・分類作業を行いました。当日は、住民座談会で皆様から寄せられた課題約900課題を中心に作業を行いました。出前調査、文献調査で寄せられた生活課題については、引き続き同様の作業を行っていきます。

作業の内容は前回の策定ニュースでお知らせしたとおり、寄せられた生活課題に対する解決策の検討を行政主導で行う課題（公）・行政と民間が協働して行う課題（協）・民間主導で行う課題（民）の3つに分類する作業です。作業の結果おおよそ、公：230課題、協：340課題、民：210課題が整理することができました。また、行政の関係部署にお届けする課題としては約170課題が整理できましたので、早急に関係部署にお届けしたいと思えます。

今後はそれぞれの作業部会で、これらの課題について分析するとともに、既存の社会福祉資源（課題の解決に利用できる人、物、金、その他）との照らし合わせ等を行って、課題解決の基本的な方向性を作業部会で検討していきます。それらの結果を計画骨子案として取りまとめ、今秋に予定しているタウンミーティングで皆様に提案し、皆様のご意見をお伺いする機会にします。タウンミーティングの開催日程は下記のとおり予定しておりますが、開催内容の詳細については確定したい皆様にお知らせします。

◆みなさまに今後の両計画策定スケジュールの概略をお知らせします！

- ◎佐倉市地域福祉計画
 - ① 6月～9月 ○生活課題の収集整理、生活課題の分析、計画の方向性・理念・目標の検討、計画骨子案の作成
 - ② 10月～11月 ○タウンミーティング
 (合同開催：10/29 和田ふるさと館、11/5 中央公民館、11/11 志津コミュニティセンター)
 - ③ 12月～3月 ○タウンミーティングの意見検討、計画骨子案の修正、計画案案の作成。
 - ④ 4月～6月 ○パブリックコメント（計画案案の市民への提案）、パブリックコメントの意見検討、計画案公表
- ◎佐倉市地域福祉活動計画
 - ① 6月～9月 ○福祉課題の明確化、計画骨子案の作成
 (合同開催：10/29 和田ふるさと館、11/5 中央公民館、11/11 志津コミュニティセンター)
 - ② 10月～11月 ○タウンミーティング
 - ③ 12月～3月 ○計画案案の作成、パブリックコメント（計画案案の市民への提案）、計画案公表

今月の予定※最終合同作業部会⇒12日<これ以後は一部を除き、両計画毎の作業となります>

- ◎地域福祉計画 ⇒ 12日：策定作業部会・22日：庁内検討会・24日：策定懇話会
- ◎地域福祉活動計画 ⇒ 12日：策定作業部会 ※新ワーキンググループ会議は適宜開催してまいります。

佐倉市地域福祉計画・活動計画 策定ニュース

第3号

平成18年7月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)
佐倉市地域福祉活動計画策定事務局
(連絡先：佐倉市社会福祉協議会 TEL043-484-6197)

佐倉市地域福祉活動計画とは・・・

「地域福祉活動計画」とは、前回の策定ニュース2号で解説しました「地域福祉計画」と車の両輪をなす計画であると言えます。

「地域福祉計画」は、行政が行う、市民に対する公的福祉サービス等を今後どのように進めるか取りまとめた計画であると言えます。

これに対して「地域福祉活動計画」とは、地域に住む市民が自ら作る、住民おのしの支え合いに基づく地域福祉実現のための民間計画であると言えます。

具体的には、住み慣れた地域で暮らし続けていくために必要な各種のボランティア・NPO活動等をどのように進めるかの計画であると言えます。例えば、お年寄りの見守り活動、子どもの通学時の安全確保、子育て支援、障がいのある人を地域でどのように支えるかが計画の対象として考えられます。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」はバラバラな計画では無く、両者が協力しながら、相互に補完し合う計画です。

地域福祉計画策定ニュース

「地域福祉活動計画」との合同作業部会にて抽出された生活課題を分析するために、地域福祉計画策定作業部会を三つのワーキンググループに分け、①～③の項目に分類された生活課題を次のとおり配分しました。

- 1 高齢者ワーキンググループ： 高齢者・自治会・生活・環境関連担当
 - 2 子育て・教育ワーキンググループ： 子育て・教育・防災・防犯関連担当
 - 3 障害者・介護ワーキンググループ： 健康・医療・障害者・介護・社協・その他項目関連担当
- 性質ごとに配分された生活課題をこの三つのワーキンググループが分担して解決方法を提案していきます。6月にワーキンググループで行われた生活課題→福祉課題→解決方法の手順を具体例で示します。

生活課題 795 スポーツにより高齢者と子供の交流をするには、
健康づくり関連として障害者・介護ワーキンググループが作業
福祉課題 「軽スポーツ」に分類

分析高齢者と子供が同じ土場でできるスポーツって何だろう？サッカー・野球？ゲートボール？
行政は今までにこの問題にどの様に対処してきたのだろうか？
解決方法「軽スポーツ」という選択肢がある。教育委員会より委嘱をうけた「体育指導員」が普及と指導にあたる法の整備もされている。

基本目標・基本理念に反映（ここはこれだからが一番難しい！）

地域福祉活動計画策定ニュース

《いよいよ計画の策定に取りかかりました！》

6月12日に開催しました「地域福祉計画」との合同作業部会で皆様から寄せられました生活課題の整理・分類作業がひととおり終わりました。その結果、最終的に「地域福祉活動計画」で今後具体的な解決策を検討すべき課題約1200課題が絞り込まれました。この中には「地域福祉計画」と一緒に進めるべき課題を整理して類似課題等にまとめ、福祉的な眼で見えてきた「福祉課題」として取りまとめさせていただきます。

今後、これらの多くの課題を整理して類似課題等にまとめ、福祉的な眼で見えてきた「福祉課題」として取りまとめさせていただきます。また、「福祉課題」をどのように解決していかれば良いか、基本的な方向性を検討し、「計画の骨子案」として取りまとめさせていただきます。

作成した「計画の骨子案」については、前回のニュースでお知らせした「タウンミーティング」で市民の皆様にお示しして、皆様のご意見を伺います。

- ◎ 今月の予定：7月6日（木） 地域福祉活動計画策定作業部会
- ※ 当日、計画策定のための新ワーキンググループを設置し、その後適宜ワーキンググループ活動を進めていく予定です。

佐倉市地域福祉計画策定ニュース

第4号

平成18年8月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)

作業報告

7月は高齢者、教育、障害者・介護の各ワーキンググループ（いわゆる班ごとに、という意味）で検討された福祉課題の解決方法を課題ごとに1枚の伝票に書くという作業を行いました。8・9月に全員で基本目標・基本理念のたたき台を協議しやすくするための前処理といったところでしょうか。下が7月の作業でやった伝票の一例です。

課題分析ワークシート
ワーキンググループ名 障害者・介護ワーキンググループ
福祉課題名 障害者の自立支援
収集した福祉課題の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者は地域で働く場所がない 福祉就労の場の確保。社会復帰を支援する体制や施設の充実。 学校卒業後の進路先の難しさ。
現在の取り組みの状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内では福祉的就労の場所がない
これからの取り組み方向 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に、就労支援事業（障害者自立支援法）施設の設置を実現

この伝票の見方、考え方（作業部会の各委員は、例えばこう考える）

「市内では」という表現は実質的に本当に切実に無いを意味する。市内の施設に行けばいい、はあまりにも排他的。この課題が我々佐倉市民に語りかけるのはあなたの住むところではこのような施設を心情的に受け入れますか？という市民の役割としての根源的なものを語りかけているのです。施設という「箱」はその後の問題で、ズバリお金の問題です。本当の福祉課題とはお金で解決できない問題のことなのです。

佐倉市地域福祉計画策定ニュース

第5号

平成18年9月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)

作業報告

八月は具体的な福祉目標を提示し、その目標を実現するための方策を練り上げました。このたたき台を、地域福祉計画の関係者の方々に見ていただく、ということである8/26に佐倉市地域福祉ビジョン発表会を開きました。関係者の方から積極的な発言をいただき、あらためてこの計画に期待する人の多さを実感し私たち策定委員も気が引き締められました。市民の皆様には、タウンミーティングにおいて発表いたしますのでどうかご参加ください。

タウンミーティングに向けて

皆さんは住民座談会で話したこと、話されたこと、アンケートに書いたこと、調査員に訴えたことを憶えていますか？皆さんに提示していただいた福祉課題は今も私たち策定委員の手元で生きています。形を変えて文章化され、皆さんの元へ戻ってきます。それがタウンミーティングの場です。私たち佐倉市民つまり自分自身の為の地域福祉計画です。もう一度思い出してタウンミーティングに参加し、充実したものにしましょう。

委員の個別意見

8/26には委員の個別ビジョンも発表されました。その一例をお知らせします。

高齢者の住宅について（高齢者住宅転居推進施策）

(1) 武蔵野市方式では

今住んでいる住居をリフォームするかあるいは、それを子育て世帯に賃貸し自身は自立型介護マンション・扶助型マンションに入居する。

(2) 横須賀市方式では

やはり今住んでいる住居は若者世帯に賃貸し、自身は個人住宅2～3棟を借り上げ連結・改造、介護施設化した施設に住む。元気な住民が要介護住民の面倒をみる。

編集委員より：この個人意見をとりあげたのは、介護問題・少子化問題等が包括的に考えられている点、具体的かつ先例をあげている点で他の福祉問題解決の考え方の指標になりそうだからです。財政的な側面も考えられています。皆さんはどう考えますか？

佐倉市地域福祉計画策定ニュース

第6号

平成18年10月1日《編集発行》

佐倉市地域福祉計画策定事務局
(連絡先：佐倉市社会福祉課 TEL043-484-6135)

作業報告

9月は9/7に民間と行政が協働して取り組む課題についてどうやって進めるかの検討、10月から始まるタウンミーティングの各会場ごとの打ち合わせが行われました。その後、各班で地域福祉計画の骨子案の執筆が行われ、9/30には分担して執筆された骨子案を全体ですり合わせしました。タウンミーティング各会場ごとの現場の下見、打ち合わせも順次行われています。

タウンミーティング実施上の課題について

タウンミーティングは市民の皆さんが主役です。今、実行委員全員が心配していることは参加者の人数です。主役のいない舞台ほど寂しいものではありません。タウンミーティングには市長も社協幹部もこの福祉計画を練っている人も来ます。タウンミーティングに参加して、より良い佐倉をつくりだす実効性のある計画にさせてください。住んでいる地域とは違う地域のタウンミーティングも参加できます、4開催分全てに出席されることも歓迎いたします。発言を希望する方のための時間もできるかぎり確保しています。行政側が一方的に話すわけではありません。皆さんからの発言がタウンミーティングをつくるのです。

委員の個別意見

8/26には委員の個別ビジョンも発表されました。前号に続き一例をお知らせします。

「地域福祉活動ファンド」の創設を提案します。現在、佐倉市の財政事情を見るに地域福祉の事業費予算確保は行政&議会の可能な限りの努力が必要となりますが、活動資金の充分の捻出は困難と思われます。そこで新たな資金源の創設により多様な地域福祉活動を活発化させ、血の通った地域福祉を展開する事が期待できると思われます。

1. コンセプト 行政と市民の共同取り組みをコンセプトとして以下の制度を立ち上げます。行政の取り組みとして市民税の一部(3%~5%)を資金源に当てる。民間側として市民への一般募金活動による資金募集を行います。
2. システム 「地域福祉活動ファンド」の原資の第1は、市民が市民税を納税する際、納付書に「この納付金の一部(3%~5%)を地域福祉活動資金財務委員会に寄付します。」の項目を設けて市民の自発的な意思を反映させる方法で原資を作ります。第2は、地区社会福祉協議会を軸として一般市民から、募金活動を通して資金原資を作ります。募金活動と資金運用は委員会を組織し、資金管理を行います。